

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 三重県立鈴鹿青少年センター条例施行規則を廃止する規則	生涯学習室	1 頁
	○ 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例施行規則を廃止する規則	スポーツ振興室	1 頁
	○ 三重県営総合競技場条例施行規則を廃止する規則	スポーツ振興室	1 頁
	○ 三重県営松阪野球場条例施行規則を廃止する規則	スポーツ振興室	1 頁
	○ 三重県営ライフル射撃場条例施行規則を廃止する規則	スポーツ振興室	2 頁
お知らせ	○ 一般競争入札について	水産高等学校	2 頁

規 則

三重県立鈴鹿青少年センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。
平成十八年二月十七日

三重県教育委員会委員長 井村正勝

三重県教育委員会規則第四号

三重県立鈴鹿青少年センター条例施行規則を廃止する規則

三重県立鈴鹿青少年センター条例施行規則（昭和六十年三重県教育委員会規則第八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。
平成十八年二月十七日

三重県教育委員会委員長 井村正勝

三重県教育委員会規則第五号

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例施行規則を廃止する規則

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例施行規則（平成四年三重県教育委員会規則第二十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

三重県営総合競技場条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。
平成十八年二月十七日

三重県教育委員会委員長 井村正勝

三重県教育委員会規則第六号

三重県営総合競技場条例施行規則を廃止する規則

三重県営総合競技場条例施行規則（昭和四十三年三重県教育委員会規則第九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

三重県営松阪野球場条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。
平成十八年二月十七日

三重県教育委員会委員長 井村正勝

三重県教育委員会規則第七号

三重県営松阪野球場条例施行規則を廃止する規則

三重県営松阪野球場条例施行規則（昭和五十年三重県教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

三重県営ライフル射撃場条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

平成十八年二月十七日

三重県教育委員会委員長 井村 正勝

三重県教育委員会規則第八号

三重県営ライフル射撃場条例施行規則を廃止する規則

三重県営ライフル射撃場条例施行規則（昭和五十一年三重県教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

お 知 ら せ

平成18年2月17日付け三重県公報第1753号に「一般競争入札を行う旨」が次のように掲載されました。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成18年2月17日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
三重県立水産高等学校実習船「はまゆう」春季点検整備及び付帯工事
- (2) 履行期間
平成18年3月17日（金）から同月28日（火）まで
- (3) 履行場所
落札者が保有するドック内
- (4) 業務の仕様等
入札説明書（仕様書）によります。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 伊勢湾及び熊野灘海域に面した工事を履行するドックを有すること。
- (6) 実習船はまゆう（船高1.55m、船幅4.25m、船長14.95m）の航行に支障を来さないドックを有すること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年3月3日（金）午後5時（必着）までに4の(1)に示す場所に提出しなければなりません。提出された証明書等を審査の結果、当該業務を履行することができると認められた者に限り、入札の参加対象者としてします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、速やかにこれに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国（公社及び公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内

に発行したものです。)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒517-0703 三重県志摩市志摩町和具2578
三重県立水産高等学校 担当 高山
電話 0599-85-0021 ファクシミリ 0599-85-0985

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1の場所で、平成18年2月17日(金)より同月28日(火)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前9時から午後5時までの間に配布します。

(3) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成18年2月28日(火)午後1時
場所 三重県志摩市志摩町和具2578
三重県立水産高等学校 実習船はまゆう 内
なお、入札説明会当日に、工事内容に関する現場説明会を実施します。

(4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成18年3月10日(金)午後1時
場所 三重県志摩市志摩町和具2578
三重県立水産高等学校 会議室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (4)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札をする場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札することもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1号各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

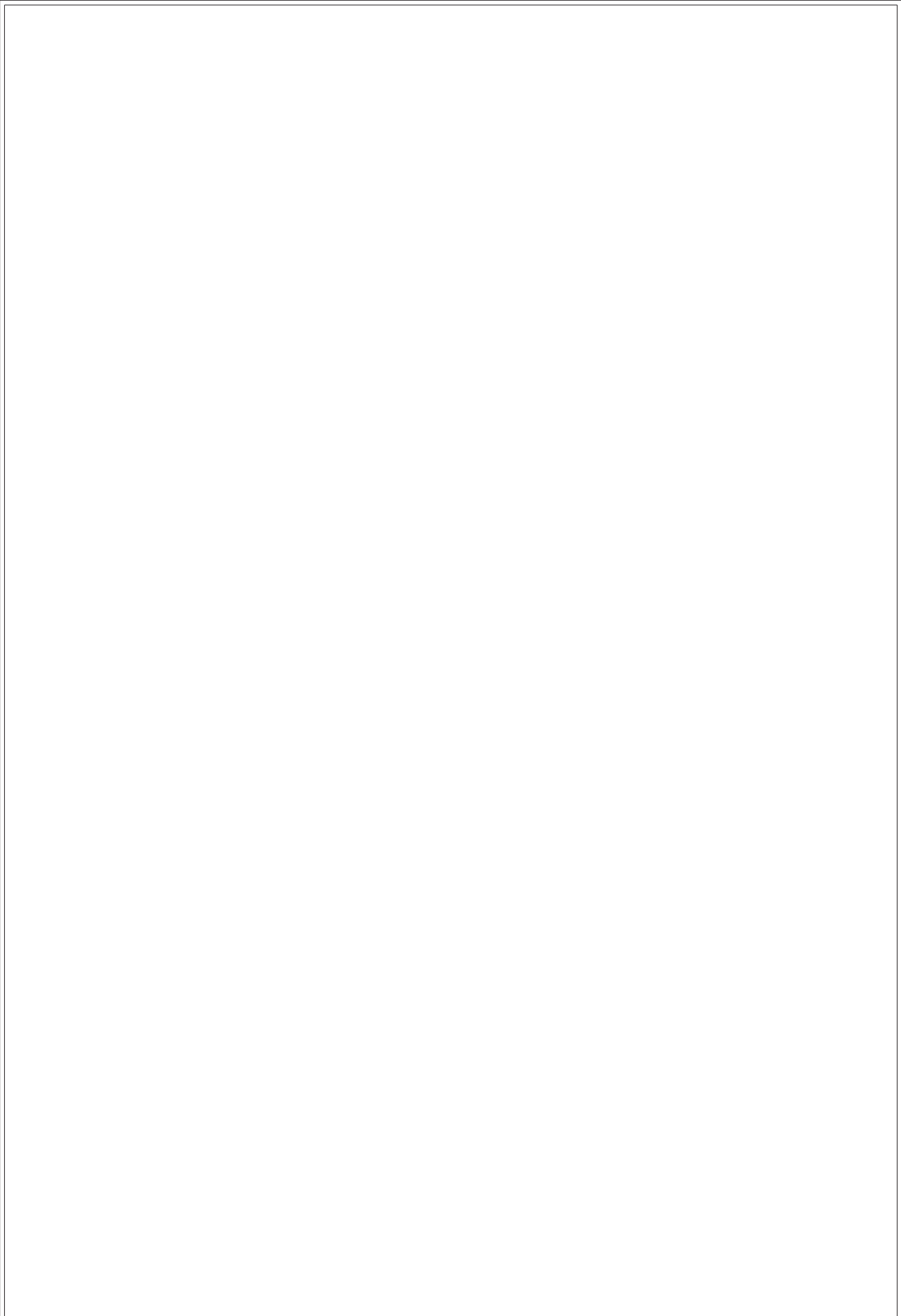
(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。



発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
森田印刷株式会社